

平成30年9月18日  
文教委員会資料  
学務課

事務連絡  
平成30年9月5日

各小・中学校長 様  
各義務教育学校長 様

学務課長 篠田 英夫

就学援助 新入学学用品費の入学前支給について（通知）

平成31年度新入学生から、新入学を迎える家庭の負担軽減のため、就学援助費の費目のうち「新入学学用品費」について、入学前に支給いたします。

つきましては、下記をご確認いただき、適切に対応いただくとともに、就学援助事務ご担当者様にも周知願います。

記

1. 対象者
- 【新1年生】  
以下のすべてに該当している方
- ・平成31年2月1日現在で品川区に住所がある方
  - ・平成29年中の所得が認定基準額に満たない方
  - ・生活保護を受けられていない方
- 【新7年生】  
以下のすべてに該当している方
- ・平成31年2月1日現在で品川区に住所がある方
  - ・品川区で6年生時に就学援助が認定されている方
2. 支給金額
- 【新1年生】 40,600円  
【新7年生】 47,400円
3. 支給時期
- 【新1年生】 平成31年2月下旬  
【新7年生】 平成31年3月中旬（6年第3回支給時）

#### 4. 申込み方法

【新1年生】 9月下旬までに教育委員会から発送する申請書を学務課まで提出。【提出期限10月31日】

【新7年生】 平成30年度就学援助が認定されている方は、手続不要。平成30年度就学援助を未申請の方は申請が必要（平成31年2月1日まで随時受付。所得制限あり）。

#### 5. その他

- (1) 新入学学用品費の入学前支給を受けた場合でも、「平成31年度就学援助」を希望する場合には、入学後に改めて申請する必要があります。
- (2) 新入学学用品費の入学前支給を受けた場合、平成31年度就学援助の新入学学用品費は対象となりません。
- (3) 前倒し支給を受けなかった方でも、4月以降に平成31年就学援助において認定された場合は、新入学学用品費を支給します（支給は7月下旬）。
- (4) 新入学学用品費の入学前支給の審査は平成30年度の就学援助の審査基準で行いますが、4月以降は平成31年度の就学援助の審査基準によります。所得や世帯状況によっては、審査結果が異なる場合があります。
- (5) 生活保護を受けている方は申請できません。生活福祉課から入学準備金が支給されます。

担当

品川区教育委員会事務局

学務課学事係 河井

電話：5742-6828